



雇用・能力開発機構の
あり方について
(論点整理)

平成20年9月16日

1. 検討の進め方

(1) 独立行政法人整理合理化計画

「雇用のセーフティネットとしての職業能力開発施設の設置・運營業務について、ものづくりの分野を重点に、地域の民間では実施していないものに特化するとの観点から、その必要性について評価を行い、その結果を踏まえ、法人自体の存廃について1年を目途に検討を行う。」

(2) 本検討会における検討経緯

～8月 業務の必要性について評価 「中間整理」を公表

9月～ 「中間整理」を踏まえ法人自体の存廃について検討

(3) 今後の進め方

- 中間整理に基づき、個々の業務ごとに、国で実施すべきか、民間や都道府県に任せるべきかについて検討
- 引き続き国が実施する業務がどの程度になるかを踏まえた上で、これに相応しい組織のあり方について検討

2. 個別の職業訓練業務についての論点

(1) 雇用のセーフティネットとしての訓練について

<中間整理>

- 雇用・能力開発機構が行う職業訓練は、雇用のセーフティネットとしての実績を挙げており、その重要性は認められる。ただ、訓練内容については、平均的であり、もっと高度なことができるのではないかとの意見があった。
- 年長フリーター、女性等の能力形成機会に恵まれない方への訓練や、障害者等に配慮した訓練への取組の強化が必要。

<中間整理を踏まえた論点>

- 職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)の離職者訓練について、全国にわたる雇用のセーフティネットとして、国が責任を持って実施を担保することが必要と言えるか。
- 全部又は大部分を都道府県に移管することについてどのように考えるか。
- 原則として国が責任を持って実施する場合であっても、都道府県や民間教育訓練機関と重複し、あるいは、実施可能であり、これらに移管できる部分があるのではないか。
- 訓練内容の高度化や能力形成機会に恵まれない方への訓練等への取組の強化を行うべきではないか。

(2)ものづくり訓練について

<中間整理>

- 公共職業訓練として、雇用・能力開発機構が高度なものづくり分野を支えるための訓練を中心に実施する必要性は認められる。
- 我が国におけるものづくり基盤を維持するためには、機構の訓練等の高度化も含め、先端企業等との連携や、地域ごとのニーズに応じた対応等、より積極的な取組が必要。

<中間整理を踏まえた論点>

- 職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)の在職者訓練及び職業能力開発大学校・附属短期大学校(ポリテクカレッジ)の学卒者訓練については、高度なものづくり分野に特化した上で国が実施することが必要ではないか。
- 原則として国が責任を持って実施する場合であっても、附属短期大学校については、都道府県や民間教育訓練機関と重複し、あるいは、実施可能であり、これらに移管できる部分があるのではないか。
- ものづくり訓練に際しては、地域の中小企業等との連携を深め、ニーズを汲み上げる仕組みの構築が必要ではないか。
- 地域の工業高校や高等専門学校等に対する指導員の派遣など地域との連携を強化する必要があるのではないか。

(3) 指導員訓練など職業訓練の基盤について

<中間整理>

- 雇用・能力開発機構の行っている指導員の養成や再訓練の機能については、その社会的役割・意義について、概ね評価。
- 指導員となる者の割合の低さ、設備・機械の効率的活用、カリキュラムの公開など、改革すべき課題が存在。

<中間整理を踏まえた論点>

- 指導員養成については、例えば、長期課程を廃止し、指導員になる者を対象とする基礎研修に切り替えるなど、抜本的な見直しが必要ではないか。
- 職業能力開発総合大学校の指導員の基礎研修・再訓練については、民間や都道府県では実施できないことから、国が実施することが必要なのではないか。
- 資産の効率的な活用の観点から改善すべき点があるのではないか。特に上記の抜本的な見直しに併せて、何らかの改善ができないか。
- 指導員の再訓練については、機構や都道府県の指導員のみならず、民間の指導員や企業内で技能継承するための熟練技能者も含めて対象として幅広く行う必要があるのではないか
- 機構が現在持っているPDCAサイクルや訓練カリキュラム等のノウハウについて、国際規格への反映を検討するとともに、そのノウハウを公開し、中小企業や民間教育訓練機関に利用してもらうことで訓練の品質向上、負担軽減を図れないか。

(4) その他訓練全体について

<中間整理>

- 特に財源を負担している事業主の立場からすれば、機構の訓練をより効率的に実施するとともに、より充実させるべきであり、地域・国民に積極的にPRを行うべき。
- 機構の行うものづくり訓練については、中小企業を含め国民の認知度が低い。

<中間整理を踏まえた論点>

- 職業訓練の財源が雇用保険料の事業主負担分であることを踏まえ、機構の運営に関して事業主等がより積極的に関与することが必要ではないか。
- 訓練に要する費用が適切かどうか検証する仕組みが必要なのではないか。
- 機構が行っている訓練等について、各地域においてより積極的にPRを行い、事業の重要性を認識してもらうことが必要ではないか。

<行政減量・効率化有識者会議の指摘を踏まえた論点>

- 地域職業訓練センターについては、中小企業が教育訓練を行う貴重な施設であることから、施設の稼働率等を基準として、一定の稼働率を上げている施設については引き続き実施することとし、一定の稼働率に満たない施設については、廃止・縮小や移管も含め検討することが適当ではないか。

※ 地域職業訓練センターは、地域における中小企業労働者等に対し各種職業訓練を行う事業主、事業主団体等に職業訓練の場を提供するほか、地方公共団体等が地域住民に対して行う各種講座・講習等を実施する場の提供を行う。
(全国82箇所)

3. 民間教育訓練機関との役割分担についての論点

<中間整理>

- 民間で対応できないもののみ国で行い、それ以外は民間に任せる姿勢の徹底が必要との意見が多数。
- そうした中で、民間教育訓練機関で費用面・施設面で対応できない分野(ものづくり分野)や離職者のセーフティネットについては、公が担うべきとの点は共通認識。

<中間整理を踏まえた論点>

- 民間でできるものは民間に任せ、民間でできないもののみ国で行うという考え方が重要ではないか。その際、学卒者訓練においても地域の民間との競合確認を行っていくべきではないか。
- 失業者等に対する訓練は、費用の徴収が困難であることから、国で行う必要があるのではないか。ただし、民間教育訓練機関への委託等民間を活用できる部分は積極的に活用していくべきではないか。
- ものづくり訓練は、施設・設備にコストがかかることから、国で行う必要があるのではないか。
- 民間教育訓練機関が無いような地域における国の役割についてどのように考えるか。

4. 都道府県との役割分担についての論点

<中間整理>

- 都道府県と国とでは、国は高度で設備にコストのかかる訓練、という意見が多い。
- 都道府県で国が担っている機能を代替する前提として、財源も含め、訓練の継続的实施を担保する措置が必須との都道府県の意見。
- しかし、そのような担保がなされたとしても、高度で施設・設備にコストのかかる訓練が可能かという問題の指摘や、都道府県のパイの大きさ、財政力等の力量によって大きな差が生じ、小規模県は疲弊するとの都道府県の意見もある。

<中間整理を踏まえた論点>

- 都道府県は地域の産業ニーズを踏まえた対応、国はセーフティネットと高度で設備にコストがかかるものづくり、という役割分担が適当ではないか。
- 失業者の多発等の緊急の場合に全国の地域を問わない訓練資源の投入が必要なこと等を踏まえると、現在国で行っている業務を全て都道府県に移管することは不適當ではないか。
- 厳しい経済情勢にある地域においては、財政が厳しい一方で職業訓練のニーズも大きいため、都道府県への移管は、格差の拡大につながるのではないか。
- 仮に、何らかの業務を都道府県に移管する場合に、財源や職員の移管について問題は生じないか。都道府県に移管する施設について、財源を全額雇用保険二事業の負担とすることに事業主の理解が得られるか。
- 委託訓練について、地方分権改革推進委員会の指摘を踏まえて、都道府県に移管できる部分がないか。

5. 職業訓練業務以外の業務の方向性について（参考）

- 事業主への相談・援助業務（助成金の支給等）
 - ・ 雇用管理に係る相談・援助は、公的機関としての性格を有し、当該業務を最も効率的に実施できる全国一律の組織に移管する方向で検討
 - ・ 能力開発に係る相談・援助は、職業訓練についてのノウハウを有する機構が実施することが効率的であることから、引き続き実施する方向で検討
- キャリア・コンサルティング業務
 - ・ 職業訓練と一体として実施することが必要であり、機構が実施する方向で検討
- 訓練生への融資（技能者育成資金）
 - ・ 職業訓練と一体として実施することが必要であり、機構が実施する方向で検討
- 勤労者財産形成促進業務
 - ・ 勤労者の福利厚生の充実に十分なノウハウを有する組織への移管について検討
 - ・ 財形教育融資は廃止も含めて検討
- 雇用促進住宅（廃止を決定済み）
 - ・ 廃止までの間の業務については、他法人での実施は困難であり、機構が暫定的に実施する方向で検討
- 私のしごと館
 - ・ 民間委託期間終了後の機構からの切り離しについて検討。事業の存廃を含めたあり方については、「私のしごと館のあり方検討会」において、民間委託の状況を評価し、その結果を踏まえて、年末までに結論を得る方向で検討を進める。

6. 組織のあり方について

- 国の役割・責任を踏まえ、以下のような論点を踏まえつつ、組織のあり方について、ゼロベースで抜本的に見直すべきではないか。
 - 国以外の法人に実施させる場合には、国の役割・責任を果たすためには、法人の業務について国が一定の関与を持つ仕組みが必要ではないか。
 - 財源の負担者である利用者やユーザーである労働者の代表が法人の経営へ参画する仕組みや法人の運営をチェックする仕組みが考えられないか。
 - 過去に無駄遣いを行ったとの批判があったことを踏まえ、業務の効率的な運営、特に資産の有効活用について、外部有識者からなる第三者委員会の設置など、外部専門家の意見を反映するような仕組みが考えられないか。
 - 地域における職業訓練について、ニーズをよりの的確に反映するため、地域の中小企業等と連携の強化が必要ではないか。